

政治学研究

第 30 号
学生論文集

底流としての不安を読む	家 常 善 光
アメリカにおけるトライアル・ロイヤル	浦 野 希 梨 子
明治期日本の領事裁判権撤廃への一端緒	小 齊 平 一 貴
環境問題と民主主義	高 田 俊 希
カール・シュミットと現代	廣 飯 一 彦
超国家機関の有効性と限界	松 下 剛
現代解釈学の地平	松 元 雅 和
英仏関係の転換点としてのメーラー・セル	宮 下 雄 一 郎
ケビール事件	和 田 悠
藤田省三の哲学研究序説	大 沢 研 究 会
クローン技術と憲法	小 此 木 研 究 会
北朝鮮と日米韓	笠 原 研 究 会
明治十年代前半の教育政策と文部省の役割	小 林 研 究 会
現代日本政治過程研究	玉 井 研 究 会
統帥権干犯問題と日本のマスメディア	
卒業論文一覧(平成十一年度)	

慶應義塾大学法学部
政治学科ゼミナール委員会編

明治期日本の領事裁判権撤廃への一端緒

——日葡修好通商条約改正の交渉過程——

小 齊 平 一 貴

(玉井研究会四年)

- 序 章
- 一 榎本外相時代の交渉過程
 - 二 榎本外相時代のマスメディアの反応
 - 三 陸奥外相時代の交渉過程
 - 四 陸奥外相時代のマスメディアの反応
- 結 語

序 章

安政五(一八五八)年、江戸幕府が安政の五カ国条約^①を欧米諸国との間に締結して以来、日本は欧米諸国に対し領事裁判権を認め、協定関税制を容認して関税自主権を失うなどの不平等条約を強いられてきた。その状況を打破すべく明治政府は、条約改正を外交上の

最大の懸案事項としてその実現に努めてきた。そして、条約改正事業は、明治二七(一八九四)年に陸奥宗光外相の下、領事裁判権が撤廃され、明治三四年に小村寿太郎外相の下、関税自主権を回復して完成をみたのである。

本論文で取り上げるポルトガルは、安政の五カ国条約から遅れること二年、万延元(一八六〇)年に日葡修好通商条約を締結し領事裁判権を付与された^②。幕末にいわゆる不平等条約を締結した国は全部で十一カ国であったが、ポルトガルは六番目に条約を締結している。このような早い段階で条約を締結したことから当時のポルトガルの日本に対する関心の高さが伺える。

しかし、それ以来、ポルトガルは日本に公使を任命せず、マカオ総督に駐日公使を兼任させた^③。当時、日本に在留するポルトガル人は一五〇人あまりと比較的多数であったにも関わらず、正式領事は

任命されることなく、代わりに第三国の商人に委嘱された名譽領事が領事裁判権を司つたのである。これに対し日本政府は、明治九年、駐英特命全權公使上野景範をリスボンに派遣し正式領事を設置するよう要請し、ポルトガルもこれを承諾したが直ぐには設置されなかつた。その後、明治一五年にポルトガル全權公使セニヨル・グラサ氏が東京を訪れた際に交渉した結果、ようやく翌明治一六年二月に正式に総領事が任命された。

こうして成立した日本におけるポルトガル領事館制であつたが、これは未だ不十分なものであり日本の要求を満たすものではなく、東京以外の開港場でのポルトガル代理領事は裁判権を有さない二等領事であつた。これに対し日本政府が再び抗議をした結果、明治二〇年一月三日にポルトガルは勅令を發し、在東京一等領事館を在日日本総領事館として領事裁判権を付与し、二等領事館を副領事館として全てその管轄下においた。これによりポルトガルの領事裁判権の体裁はある程度整つたのである。

以上の背景を踏まえ、本論文では、日葡両国が領事裁判権を巡り交渉を重ね、果てには条約改正にまで問題が發展するようになる第一次松方正義内閣の榎本武揚外相時代と第二次伊藤博文内閣の陸奥宗光外相時代を対象とし、この日葡問題を外交文書や関係者の自伝や書簡等を軸に考察するとともに、当時のマスメディアが本件に関してどの様に反応したかを考察して両時代の相違を比較する。そして、このような考察を通して本件が条約改正事業完成への端緒となつたことを明らかにしていく。

一 榎本外相時代の交渉過程

第一次松方内閣時代、ポルトガル総領事館引揚げの風聞が流れ始めたことから日葡問題は政府において取り上げられるようになった。第一次松方内閣の外相榎本は、大津事件で引責辞任した青木周蔵の後を受け、明治二四年五月二十九日に外相に就任した。榎本は外相在任中、条約改正に関しては伊藤樞密院議長の協力を得て松方首相を長とする条約改正案調査委員会を設置し改正事業に着手したが、ついに正式の対外交渉は開始されなかつた。当時、外相の評価は条約改正への取り組み方如何で判断されることが多かつたため、榎本の外相としての評価は低く見られている。しかし、榎本が着手したポルトガルとの治外法権撤廃は条約改正事業完成への端緒となつたものであり、その評価は妥当ではないと考える。

本章では、榎本を初めとする外務當局者や政治家が本件に対してどの様に考え、またどの様に対処していったのかを明らかにしていきたい。

既述のようにこの日葡問題が政府において取り沙汰されるようになったのは、ポルトガルが領事館を引き揚げるとの噂が流れたことを契機とするが、そのことは明治二五年一月八日、榎本が駐仏公使野村靖に宛てた電報の中で言及されている。更にそうなつた場合、榎本は領事裁判権の執行が困難になることを危惧してポルトガル政府に再考を求めよう野村に訓令している。これに対し野村は、領

事裁判権の撤廃に尽力している日本がポルトガルに対し、その執行に必要な領事館を据え置くよう要請するのは不自然であると思見している。またポルトガル政府は自国の領事館撤廃の理由は外務省の官制改革のためのものであり一時的なものであると返答している。

このやり取りを受け、榎本はポルトガルに対し商人領事の無効性を訴えた上で、至急専任領事を再設置することを強く求めるよう野村に訓令している。また当時の外務省政務局長栗野慎一郎は、野村に宛てた書簡の中で、ポルトガルは以前から横浜と神戸には商人領事を設置していたが、この商人領事は訴訟事件の審理に際してはその事実調査を行うのみで、判決は東京駐在の総領事が行うとの内規があつたことを伝え、ポルトガルが従前から商人領事に領事裁判権がないことを認めていることを示唆している。これを踏まえ野村は、再びポルトガル政府に対して商人領事制の不都合を訴え、専任領事の留任若しくは速やかなる後任者への交替を要求している。

しかし、その後、ポルトガル政府から何ら満足な回答を得ることが出来ず、業を煮やした榎本は、在マカオ特命全權大使カストデオ・デ・ボルジアに向け書簡を送っている。これはポルトガルとの交渉の窓口を野村経由の対ポルトガル本国政府ルートに加え、在マカオポルトガル公使経由のルートも開拓することで何とか交渉を迅速かつ有利に進めようとする榎本の意図があつたように思われる。この後、野村経由で再びポルトガル本国へ交渉がなされ、三月二二日付のポルトガル外相ア・ド・コスタ・ロポーからの野村宛書簡では、

本件については政府内で前向きに検討しその経過は適宜通知することとが述べられている。

ところが、五月八日、ポルトガル総領事ゼ・ルーレロから、総領事の廃止が明治二四年一月二二日の勅令によつて決定していたこと、また明治二五年三月二三日付の書簡及び二九日付の電報によるポルトガル本国からの指令に従つて総領事が六月一〇日に東京を去ること、以上の二点を初めて通達された。

本件に関してこれまでの間、榎本は専任領事制を保持し、領事裁判権の的確な執行を望んでいたが、このポルトガル領事館廃止の通告を受け、ポルトガルの領事裁判権撤廃へと問題を發展させていくことになる。五月二日、榎本は野村にこの件をポルトガル本国に照会するよう訓令した。その中で榎本は「若シ葡政府ニシテ裁判権ヲ執行スヘキ専任領事ノ正当任命ヲ停止スルニ於テハ日本政府ハ此停止ヲ以テ条約中裁判権ニ關スル一部ノ廃棄ナリト認定セサルヲ得サル」と初めて条約改正にまで言及した。これを受け野村はポルトガル外相に対し、まず領事館を廃止する勅命が既に出されているにも関わらず、数度にわたるポルトガル外相とのやり取りの中でその事実を全く伝えられなかつたことを指摘した上で、右の榎本の電報中の文言をそのままに用いながら領事裁判権の撤廃を示唆している。

その後、ポルトガルからは何の返答もなく、六月一〇日にポルトガル総領事は帰国し総領事館は廃止された。ポルトガル総領事より帰国に際しての通知を受けた榎本は、総領事不在の間は領事裁判権を日本が執行することを暗示している。その際に榎本は「右裁判権

中絶ノ間其執行ニ関スル方法ヲ設ケサルヲ得サル儀ト存シ候」とい
うように領事裁判権の廃止は一時的なものであるとの解釈可能な表
現をしており、これは後にポルトガルから領事裁判権は廃止ではな
く中絶に過ぎないとの指摘を受けるのではないかと陸奥の懸念を
生み出すところとなった。しかし、榎本はこの時点で永久的な領事
裁判権の撤廃を考えていたと七月一三日付の東京日日新聞上で表明
している。

次いで榎本は六月一四日には野村を通じてポルトガル政府に対し、
直ちに領事裁判権の断絶を行うのは不都合も多いだろうから七月一
日をもって断絶とし、それまでに起きた事件は期日まで据え置く考
えを通知した。更に六月一八日にはマカオポルトガル公使にも書
簡を送り、ポルトガルが七月一日までに領事を再設置しなければ領
事裁判権を撤廃し、国内のポルトガル人を日本の裁判所の管轄とす
る旨を通知しこれに対する返答を求めている。

榎本の訓令を受けた野村は、領事裁判権の撤廃に対してポルトガ
ルの承認は不要であるとして、ポルトガル政府に対し通告のみを行っ
た。これに対しポルトガル外相アイエレス・ド・グウェニアは返答
するとしながらも、一向に返答がなされないため、野村は再び迅速
な回答を要求し、それが無い場合は日本在留のポルトガル人に対し
て日本の裁判権を適用すると通達している。

一方、榎本は、六月一六日、松方首相への書簡の中で本件に關す
る閣議の実施と勅令の發布を請求した。これを受け閣議が開かれた
結果、七月一四日、「葡萄牙政府ト締結ノ条約中領事裁判権ニ関ス

ル約款無効ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ交付セシム」との勅令第六四号が
發布された。この勅令發布に際し、榎本はまず開港場を管轄する神
奈川・兵庫・長崎・新潟各県知事及び北海道開拓使長官に宛て本件
を通過し、勅令發布後は在日ポルトガル人に関する裁判事項を日本
の裁判所で管轄裁判するよう訓令している。またポルトガルに対し
ては、七月一三日付の野村宛の書簡及び七月一六日付の在マカオポ
ルトガル公使宛の書簡を以て、勅令第六四号の内容を通過した。

その後、野村はポルトガル政府が在横浜フランス領事へポルトガ
ル領事兼務を依頼しようとフランス政府に協議中であるとの情報を
榎本に報告している。また野村は同日の別の書簡において、勅令第
六四号の解釈について、領事裁判権は完全に消滅したのか、若しく
は単に停止したのみでポルトガルが今後専任領事を再び派遣すれば
復活するものなのか、どちらの解釈をもってポルトガル政府に通達
すべきかを榎本に問うている。更に八月一日には本件に關しポルト
ガルの外相から協議の要請があったことを伝えている。

この後、第一次松方内閣は第三議會において予算案や第二回総選
挙時の品川弥二郎内相による選挙干渉批判で民党と対立、閣内も対
立・動揺し、議會終了後の八月八日には総辭職した。これを受け榎
本も外相を辭した。

本件に対し榎本は、その初期段階においては専任領事制を保持し
領事裁判権の的確な執行を望んでいた。しかし、ポルトガルが領事
館廃止を通告してきたことを機に領事裁判権撤廃を考え始め、両国
の關係悪化を回避するため、予め領事裁判権の撤廃を予告したり、

何度もポルトガル政府に勧告するなどしながらその撤廃に尽力した。

また野村が七月二七日付の書簡で榎本に質問をしていた様に、ここ
までの外交文書からだけでは榎本が半永久的に領事裁判権の撤廃を
考えていたのか、一時的に停止しただけなのかは判断できないが、
先述した七月一三日付の東京日日新聞上で、榎本は永久的な領事裁
判権の撤廃を考えていたと表明しており、早い段階から本件を機に
領事裁判権の撤廃を考えていたと捉えるべきであろう。

二 榎本外相時代のマスメディアの反応

本章では、榎本外相時代の本件について新聞紙上でどのように論
じられたかを考察していきたい。

本件が新聞紙上に取り上げられるようになるのは、明治二五年七
月に入ってからである。これは本件がそれまで殆ど公にされてこな
かったためである。七月九日付の東京日日新聞では本件の概要を説
明した上で「吾曹は独り葡国のみならず総ての外国をして国中国を
立つるの不法を廃棄せしむるの早く来たらんとを渴望して止まず」と
と本件を条約改正に早くも結びつけた考えを明らかにしている。更
に七月一三日付の東京日日新聞では榎本外相を訪問しその談話を掲
載しているが、その中で榎本は、ポルトガルの総領事引揚げの原因
はポルトガル政府の財政難にあることを指摘し、その上で再びポル
トガルが領事を再設置したとしても領事裁判権を再び付与すること
はない、即ち今回の領事裁判権撤廃が永久的なものであることを明

言している。

七月一四日の勅令第六四号發布を受け、各紙の論調は本件をして
条約改正の端緒とすべきとの見方を強めていった。例えば七月一六
日付の東京朝日新聞は、「是等の小弱国に対して此種の快断を為す
のみならず如何なる雄邦強国に対するも之と同様の主義方針を以て
せんと望む」とポルトガルを小国としながらも本件を高く評価し、
さらに他国にもこの姿勢で条約改正に臨むべきだとしている。また
同日付の東京日日新聞は、司法官には裁判制度の円滑な運用を求め、
外交当局者に対しては回復した領事裁判権の護持に努めるよう論述
している。七月二一日付の時事新報は、ポルトガルのように一等領
事を設置していないオランダやベルギーなどの小国は「同一の筆法
を以て治外法権の撤去を断行せらるる」可能性が高いとしており、
三、四の大国以外は領事裁判権を撤去されるのではないかと、本件
が特に小国と言われる他国との条約改正に影響を及ぼしていくとの
見方を示している。更に翌日の記事にはこの論を更に進め、もしポ
ルトガルが領事裁判権と引き替えに通商・旅行・居住の自由を得る
ことが出来れば他国に先んじて利益を確保する事が出来ると、ポル
トガルが領事裁判権を撤廃したときに得られる利点を述べた上で、
それに習ってオランダやベルギーなどの小国は勿論のこと、イギリ
ス、フランスなどの大国も「内地雜居商売自由の恩典に取残さるは
自家の利益に非ずとして自ら治外法権を撤去し争ふて新条約の締結
を希望するもの多きに至れば年来我國人の熱心尽力したる法權回復
の一事も今回の処置の為に我より求めずして却て彼より求むる」こ

となるであろうと、本件を機に条約改正が実現するのではないかと希望的な観測を述べている。⁴³ こうした論調はこの後、陸奥外相時代に入ってから主に外国紙の転載として多く取り上げられることになる。

また榎本外相時代の末期には、本件が商取引等の実際の社会において影響を与え始めているとの記事も見ることが出来た。八月一〇日付の東京日日新聞は、本件が日本の貿易商人とポルトガル商人の取引に大きな影響を与えていると報じている。即ちこれまで日本の貿易商人とポルトガル商人との間で取引上の紛争が起きた場合、領事裁判の判決は日本の貿易商人に不利なことが多かったが、今回の法権回復によりそのようなことがなくなることを日本の貿易商人は強く期待していると報じている。⁴⁴

以上、各紙は榎本を始めとする外務当局者の本件に関する取り組みを一様に評価し、回復した領事裁判権を再び手放すようなことがないよう注意を喚起している。また本件を突破口に他国にも条約改正を促していくべきとの記述も見られ、本件への期待の高さが伺えた。

三 陸奥外相時代の交渉過程

第一次松方内閣瓦解後成立した第二次伊藤内閣で外相に就任したのは陸奥であった。本章では、榎本の後を継いだ陸奥が、本件に対してどのように取り組んでいったのかを考察していきたい。

政府が領事裁判権の中絶に同意を表明するまで勅令の実施を延期して欲しい旨の希望が出されたが、陸奥は勅令を發布する前から日本は何度もポルトガルに対し本件を予告したにも拘わらず、確答を得られなかったためやむを得ず勅令を發布したとの経緯を述べこれを否定した。これに対しフランス代理公使は、勅令発布前の日本の対応には一応の理解を示したものの、一方的に条約中の一部を廃棄するのは国際公法上問題があるのではないかと再び抗議したが、陸奥はこれを拒否した。更に話は神戸におけるポルトガル人の訴訟事件の判決に及んだ。フランス代理公使は判決前に本国政府から何らかの訓令があるかもしれないので、判決を十五日ほど延期して欲しいと提案したが、陸奥はこれも拒絶した。このやりとりの中で、フランス代理公使は「貴国ニ於テモ諸法典未タ完備ノ域ニ至ラスト承リ居レハ」と領事裁判権の根柢となっていた日本の法律の未整備を指摘したが、陸奥は「我国モ今日ハ既ニ立憲政治ノ国トナリ居レハ欧州文明諸國ノ臣民カ各々其本国ニ於テ享有スル自由ト權利トハ我國民モ殆ント同様ニ享有シ居ルコトナレハ葡葡牙臣民カ我臣民ト同シク我裁判権ニ服従スルモ些カモ御懸念ヲ要スルコト之レナカルヘシト確信致候」と日本の法整備が欧州のレベルに達していることを述べた上で、ポルトガル人がその裁判権の下に入っても何ら問題はないとしている。⁴⁵

その後、八月二二日にはポルトガル政府から正式にフランス代理公使へ、ポルトガル公使館及び領事館の事務が委託され、同日在マカオポルトガル公使よりその旨通達があった。これを受け陸奥は、

陸奥に外相が交代したのと時期を同じくして、ポルトガルは公使館及び領事館の業務をフランスに委託すると表明した。即ち八月一日、ポルトガル外相からの書簡にて在東京ポルトガル公使館及び領事館の事務を一時フランス公使に委任する旨が通達されたのである。⁴⁶ また翌日には在マカオポルトガル公使からも同様の事項が通達された。⁴⁷ これを受け陸奥は野村に、ポルトガルが公使館と領事館の業務をフランスに委託したことを確認した上で、領事裁判権撤廃という日本政府のポルトガルに対する処置をフランス政府はどのよう捉えているのか、更にはポルトガルの方がフランスに代理公使を要請したのか若しくはフランスの方が自ら進んで代理公使に就任したのか探るよう訓令している。⁴⁸ 八月一六日にはフランス代理公使コーラン・ド・ブランシーから在マカオポルトガル公使不在中の「同国代理公使及び在東京総領事館事務取扱人」に就任した旨が通達された。これに対し陸奥は、先に野村に命じた疑問点が解消されるまでフランス代理公使への返答を待つて欲しいとしている。⁴⁹

その疑問点は八月一九日に野村から陸奥に宛てた書簡の中で解消された。即ち野村は、フランスがポルトガルの代理公使を立てたのはあくまでもポルトガルの依頼を受けてであるが、フランスにて本件を取り扱っている通商局長ドルメツソン氏の説として、ポルトガルの領事裁判権は廃棄されたものではなく一時中絶したものに過ぎないと見なしていると報告している。⁵⁰

この報告を受けて、八月二〇日には陸奥とフランス代理公使との間で会談がもたれた。会談の中でフランス代理公使からポルトガル八月二七日、フランス臨時代理公使に宛てた書簡の中で、代理公使の在東京ポルトガル総領事の資格を認めながらも、勅令第六四号を理由に領事裁判権の執行は承認できないとしている。⁵¹

八月二九日、陸奥は野村に宛てこれまでの本件に関する詳細な覚書⁵²を添付し、改めてポルトガル政府へ照会するよう訓令している。その中で陸奥は、勅令第六四号によつて領事裁判権を撤廃するに当たり、日本が猶予期間を設けるなど最善を尽くしたことを記した覚書を添え、ポルトガル政府に主張するよう訓令している。その上で陸奥は、六月九日付の榎本外相からポルトガル総領事に宛てた書簡の中に「右裁判権中絶ノ間」との語があり、ポルトガルがそれを根柢に領事裁判権は撤廃ではなく停止されただけであると主張し、再び領事館を設置する際に最惠国條款を主張して領事裁判権の復活を図ることを懸念していた。それを回避するために陸奥は、既に領事裁判権は勅令により条文を廃棄されたとの姿勢を崩さず、最惠国條款を援引しての要請には応じぬ考えを明らかにしている。⁵³ また陸奥は、十八日付の野村からの書簡中にあったポルトガルの領事裁判権は廃棄されたものではなく一時中絶したものに過ぎないと見なすフランス通商局長ドルメツソン氏のような主張を以後防ぐために覚書を各国外交筋に交付し、「帝国政府ノ勅令ヲ発スルノ已ムヲ得サルニ至リタル理由」を主張するよう訓令している。⁵⁴ 陸奥は更にこれを徹底するために外務省のお雇い外国人であったデニソンの本件に対する日本政府の処置は適切なものであるとの意見書までを参考に添付しており、⁵⁵ 陸奥が本件について他の欧米諸国の反応に非常に敏

感になっていたことが分かる。これに対しフランス代理公使は、一〇月三日付の書簡でポルトガル政府の意向を伝えている。即ち日葡修好通商条約では領事の区別をせず等しく裁判権を付与されるはずであり今回勅令を以てこれを廃止したことは国際条約の條款に違背するものであると批判し、日本政府に対して抗議している。

これを受け陸奥は、一〇月四日、フランス代理公使と会談した。その席でフランス代理公使は、ポルトガルが速やかに総領事を再派遣出来なかつたのは当時国会が閉会中で手続きを行えなかつたからであり、勅令第六四号に対してはフランス代理公使を通じて異議を唱えたと表明した。またポルトガル総領事ルレーロが副領事に領事裁判権を引き継いだ記録が発見されたことから、フランス代理公使はポルトガルの領事裁判権は途絶えていないと主張した。これに対し陸奥は、公式の通知がない以上、その引き継ぎは無効であると反論していた。また陸奥は、欧州の各新聞が、本件をポルトガルの困難に付け込んで榎本が行つたものであると報じていたことに對し、日本政府の本意とは大いに異なるものと述べるとともに、フランス代理公使は総領事の権限の内、事務代理として承認しただけで領事裁判権は所有しないことを繰り返し表明している。

この会談を受け陸奥は、一〇月一日、勅令は十分な期間を経て發布されたものであり条約にも違反せず、異議は受け入れられないとした上で「帝國政府ニ於テハ本問題ハ最早完結シタルモノト存居候」とまで言い切っている。

年が明けて明治二六年に入ると、ポルトガルは領事館の再設置と

引き替えに領事裁判権の復活を要求して来るようになった。明治二六年一月二七日には、フランス代理公使を通じ、在広東ポルトガル領事が在東京領事に任命されたことが通達された。続いて二月六日には、昨年一月一三日付の勅令により領事館を再設置するので、勅令第六四号を停止して欲しいとの要望書が示されている。これに対し陸奥は、二月八日付のフランス代理公使に対する書簡の中で反論し、在東京領事の新任については異議を申し立てる理由がないとしながらも、勅令第六四号の停止については承知しがたいとしている。

その後、四ヶ月ほど交渉が途絶えるが、これは野村が帰国したためと思われる。野村は四月二十九日に帰国し、五月一日には駐仏公使を免官され、その後任には曾榊荒助が任命された。野村の免官については後述するように、新聞紙上では様々な理由が推察されたが、野村が伊藤に宛てた書簡の中では「外務大臣と当館公使とは真に能く意衷を合するものに非れば、或は其方略を貫徹する不能と存候」と本件に対する陸奥との方針の差異を指摘しつつも、今回の帰国はそれが理由ではなく、単なる人事異動であり、また詳細な現地の事情を報告するためであるとしている。

六月二六日には、ポルトガル公使ボルジャの覚書が添付された書簡が陸奥宛に届けられた。その覚書には、ポルトガル側から見た本件の概要が書かれていたが、そこでは領事裁判権を停止し在日ポルトガル国民を日本の法制下に置くよりも、フランス代理公使にポルトガル領事裁判権を執行して貰うことが最善の策であると述べていた。

更にポルトガル専任領事再設置の折りには「全く従前ノ有様」に戻す、即ち領事裁判権を復活させることを強く主張していた。これに対し陸奥は、七月一八日、覚書をポルトガル公使に送り、ポルトガルの反論は時期を逸していると批判した上で、改めて勅令第六四号の正当性を主張し領事裁判権の復活を強く否定していた。

その後、本件は条約改正問題へと発展する。即ちポルトガルは本件を打破するため条約改正交渉に入ることを提案し、その交渉期間中、領事裁判権を復活させようとした。九月八日付のポルトガル公使の書簡で、まずその提案が為されている。これを受け陸奥は、九月一二日付の書簡において、曾榊に本件のこれまでの経緯を詳細に説明するとともに、ポルトガルの提案に対し慎重な姿勢を示している。特に条約改正に関しては「条約改正云々ノ件ハ多少第三邦國ノ猜忌ヲ引起スヘキ問題ニ付任國政府ハ勿論其他何方ニ對シテモ最モ秘密ニ被成置候致度」と特に注意を促していた。また陸奥はポルトガル公使に対しても書簡を送り、ポルトガルの提案を否定した上で、領事裁判権を停止した現状を維持した上で条約改正交渉を行うのが両国にとって最も適当であるとしている。これに対しポルトガル公使は難色を示したが、陸奥は一〇月三一日付の書簡で条約改正の発議はポルトガル側から出されたものであることを明示し交渉の優位性を保とうとしていた。

この時点で陸奥は、伊藤首相に対し本件に関するこれまでの経緯を説明している。その中で陸奥は、既に閣議決定された方針として、前内閣以来の政策を継続すること、この問題は日葡兩國間の争議に

止め他国の干渉を防ぐことを挙げている。またこの趣旨に添った折衝を行った結果、他国の干渉を受けることなく、従前通りの日葡關係を維持しながら交渉を行ってきたことを述べている。更に在マカオポルトガル公使が領事祭弁権を復活させる使命を帯びて来日していたが、その使命を果たすことなく帰国したことで本件は一段落したと報告している。

その一方で陸奥は曾榊に対し、第一に、閣議にてポルトガル公使が上申書の中で領事裁判権回復の期限を「条約改正中」とした文言を「条約批准ノ日ヨリ其実施ニ至ル迄」と修正し交渉をすることで一致したと通告している。これは、領事裁判権を新条約批准日から施行日の間に限り回復し、ポルトガルの提案に歩み寄ることと本件を解決しようとする政府の意向の現れである。第二に、ポルトガルとの条約改正は、あくまで昨年来の日葡問題を解決するためのものであり、ポルトガル以外の他国との条約改正にそのまま繋がることではないことを内外にアピールすべきだと述べている。これは「条約改正問題ニシテ再ヒ世間ニ発表スルニ居ラハ其条約ノ如何ニ拘ワラス多少人心ヲ激高スルコトハ蓋シ免カレサル」と国内の反応、特にマスメディアの反応が高まるのを恐れただけであり、また「他ノ政治上若クハ商業上ニ最大ニ重要ナル關係ヲ有スル諸國」を刺激させないためだと考えられる。これに対しポルトガルは、「新条約批准後云々」との妥協案にも承諾せず、また一〇月三〇日にはポルトガル公使が東京を去る旨が通知され、不在中はイタリヤ特命全權公使に公使館及び領事官の業務を委託すると照会してきた。これを

以て本件は一段落したと捉えていた陸奥は、一月一三日にはその旨を在外各公使に通達した。

これに対しポルトガル公使は、一月一七日、日本政府のこれまでの対応が日葡修好通商条約に抵触し、また領事裁判権を妨害する行為は無効であるとの宣言を發した。陸奥はこれを受けて一月一八日付の書簡で反論し、勅令第六四号は正当な経緯を経て發布されたものであるとその有効性を強く主張した。

しかし、その後、ポルトガルからの返答もなく、これをもって交渉は決裂し、事実上ポルトガルの領事裁判権は撤廃された。領事裁判権の撤廃は、明治三〇年一月二六日調印、同年八月三日、リスボンにて批准された日葡改正通商航海条約によって明文化された。

以上、陸奥はポルトガルとの交渉に当たっては、終始前任者である榎本の方針を踏襲して交渉に臨み、ポルトガルの再三の要求にも関わらず、勅令第六四号を撤回することはなかった。これに対しポルトガルは、領事館の再置と本件を条約改正問題へ発展させることで、事態の打破を図ったが、領事裁判権が一時的にでも復活することとはなかった。また陸奥は他国の干渉を避ける意味もあり、本件とポルトガル以外の国との条約改正は別の問題にしなければならぬと考えていた。

四 陸奥外相時代のマスメディアの反応

本章では、陸奥外相時代の本件について新聞はどのように論じた

かを安価で売却するとの報道であった。またポルトガルの背後には諸外国の援助があり交渉が難航するのではとの見解を示したのもあった。これとは逆に東京朝日新聞は九月四日付の記事の中で、日本がポルトガルの領事裁判権停止を宣言できたのは、イギリスやイタリアの公使の後押しがあったからだとしている。

しかし、これらの報道は稀なものであった。多くの新聞はフランス代理公使の権限は領事館事務のみなのか、それとも領事裁判権を執行し得るのかという論点に注目していた。九月二日付の東京朝日新聞はフランス代理公使の権限は領事館事務のみであると論じている。また本件は日葡間の問題であり、他国の干渉を受けないようにすることが肝要との記事も増えてきた。例えば九月六日付の東京朝日新聞は、本件を東洋問題や欧州問題、更には三国同盟と露仏同盟の問題に関係させようとする考えもあるが、本件はあくまでも日葡間の問題であり、徒に他国の助力を請うのは干渉を招くと戒めている。以上のようにフランス代理公使の就任を受けて各紙は、様々な風聞を取り上げながらも、あくまでも本件は日葡間の問題であり他国の干渉を受けることのないよう注意すべきという主張ではほぼ一致していた。

またこの時期に興味深いのは外国紙がポルトガルの領事裁判権喪失を肯定的に捉えている点である。八月二六日付のタイムズの社説は、ポルトガルは本来ならば日本と対等条約を締結する際に領事裁判権を撤廃する代償として通商・旅行・居住の自由を獲得することが出来たにも関わらず、それに失敗し、ただ領事裁判権のみを失っ

かを考察していきたい。

陸奥外相が就任した当時、本件に関し新聞が問題にしていたのは、ポルトガル人を被告とした訴訟である。七月二三日付の東京朝日新聞には、一昨日、神戸地方裁判所において原告日本人、被告ポルトガル人の刑事裁判が行われるはずだったが延期されたとのある。そしてこの裁判が「治外法権撤去以来我国裁判所に同国人に係る刑事被告事件は実にこれが嚆矢」であるとしていた。この裁判は、フランス代理公使が被告をポルトガル人とは認めず一事裁判は頓挫したが、八月一日に欠席裁判にて無国籍者として判決が下された。また八月一〇日付の東京朝日新聞には、神戸地方裁判所における原告日本人、被告ポルトガル人の民事訴訟が報じられ、「治外法権撤去の後葡国人に係る民事訴訟はこれを以て嚆矢」として注目された。九月二六日には原告被告ともポルトガル人の民事裁判が神戸地方裁判所で行われた。

以上のように僅かの期間内に、これだけのポルトガル人に関する裁判が行われたことは、榎本や陸奥が勅令第六四号により、在日ポルトガル人を日本の裁判所の管轄下に置いたことの意義を具体的に知らしめるものと言えよう。

更に陸奥外相時代において新聞が本件を巡り取り沙汰したことは、ポルトガルがフランスに対して公使館及び領事官業務を委任したことに関する報道である。この件に関しては、在日ポルトガル人をフランスに帰化させることでフランスの領事裁判権下に置き、実質的な領事裁判権の復活を図る代償としてポルトガルがフランスにマカ

たことを指摘している。その上で現状を打破するためにはポルトガルは日墨通商修好条約のような対等条約の締結を提案することが唯一の解決策であり、そうすれば領事裁判権撤廃と引き替えに通商・居住・旅行の自由を得ることが出来る、としている。またこれによりポルトガルは、現行条約ではその自由を有しない他国の居留民に先じて有利なスタートを切ることが出来たはずであると論じていた。

この論説は、本件が本格的に条約改正問題に発展する前に、領事裁判権撤廃と引き替えに通商・居住・旅行の自由を得ることを高く評価している点が注目される。このような考え方が、後の日英間の条約改正交渉においてイギリスが領事裁判権撤廃に応じた一因になっていたことは注目されてよい。

第三に陸奥外相時代に本件に関して新聞が報道したことは、駐仏公使野村の帰国と在マカオポルトガル公使の来日に関することである。明治二六年四月二九日に野村は帰国したが、この理由については五月二日付の東京朝日新聞は、ポルトガル領事裁判権撤去の件に關し野村及び野村と共に帰国した栗野政務局長がミスをしたためではないかと論じている。更に五月一四日付の時事新報では野村が帰国したのは陸奥と何か意見が合わないことがあったのではないかと推察している。

また同時期に在マカオポルトガル公使が来日するとの報道が為され、各紙は来日の理由を推察している。五月三日付の東京朝日新聞は、同公使は近日辞職をするためその挨拶に来日するとの説を否定

し、領事裁判権を回復するための談判にくだるのではないかと推論している。更に野村が帰国したのはこれに備えるためだったのではないかと論を展開している。これに対し東京日日新聞は、在マカオポルトガル公使来日の噂をめぐり、それを野村の帰国と関連して考えることには否定的であった。

このような報道の中で在マカオポルトガル公使は六月十五日に来日した。同公使来日後は、各紙ともその動向を注意深く見守っている。東京日日新聞は同公使と陸奥が八月二三日に会談したことを伝え、その内容は領事裁判権廃棄に関し論議がなされたに違いないと推断している。その上で同紙はあくまでもポルトガルによる勅令第六四号撤回要求を「断々固として言下に排斥せらるべし」として、領事裁判権を復活することがないよう強く戒めている。また東京朝日新聞はその会談で同公使は条約全体の改正を要求したのではとまで推察している。

以上のように在マカオポルトガル公使来日に際しては様々な憶測が飛んだが、結局は同公使が領事裁判権の復活を求めても日本側は断固として応じることがないようというのが各紙の主張であった。以後、本件が新聞紙上に上ることは殆どなくなった。これは三章でも見たとおり、日葡間の交渉が事実上決裂したことによると考えられる。

以上、陸奥外相時代にマスメディアは、フランス公使への公使館及び領事館業務の委任や、野村公使の帰国、在マカオポルトガル公使の来日などの度に様々な考察を掲げながらも、首尾一貫して勅令

第六四号を死守することあくまでも本件を日葡間の問題に止め、第三国の干渉を防ぐべきことを表明してきたと言える。

結 語

以上、ポルトガルの領事裁判権撤廃問題に関し榎本外相時代と陸奥外相時代に分けて考察してきた。

榎本は本件に対しその初期段階においては専任領事制を保持し領事裁判権の確な執行を望んでいた。しかし、ポルトガルが領事館廃止を通告してきたことを機に領事裁判権撤廃を考え始めた。即ち両国の関係悪化を回避するため、予め領事裁判権の撤廃を予告したり、何度もポルトガル政府に勧告するなどしながら、領事裁判権撤廃に尽力したのである。この対応は新聞各紙において一様に評価されていた。更に新聞各紙は、回復した領事裁判権の維持だけではなく、それが他国の条約改正へと発展することを望んでいる報道も多く見られた。

榎本の後を受けた陸奥は、榎本の方針を踏襲してポルトガルとの交渉に臨み、ポルトガルの再三の要求にも関わらず、領事裁判権の撤廃を明示した勅令第六四号を撤回することはなかった。これに対しポルトガルは、領事館の再置と本件を条約改正問題へと発展させることで事態の打破を図ったが、領事裁判権が一時的にでも復活することはなかった。この対応に関しても新聞各紙は一樣に評価していた。また陸奥は他国の干渉を避ける意味もあり、本件とポルトガ

ル以外の国との条約改正は別の問題にしなければならぬと考えていた。これに関しては新聞各紙によって反応が異なり、政府の方針を支持した新聞もあれば、本件を他国との条約改正の端緒とすべきとの主張も一部ではあるが見られた。

ここで特筆すべきは本件に関して、政府とマスメディアの論調に概ね対立が見られなかったことである。これはそれだけ政府の本件に対する処置が適切であったことが要因だったように思われる。

最後に本件がその後の条約改正、特に他の欧米諸国の領事裁判権撤廃の端緒になったことについて考察したいと思う。まず外国紙の報道の中に、領事裁判権廃棄の代償として得られる通商・旅行・居住の自由は、欧米諸国にとってメリツトのあるものであると指摘があったことは先述したとおりであるが、そうした考え方は、欧米諸国の条約改正に対する姿勢に影響を与えたと推察できる。また日英交渉の過程で陸奥はイギリス公使に対し、「去年、日葡事件ノ起コリシトキ葡國ノ使臣ハ、日墨条約ヲ基礎トシテ条約ヲ改正セントマテ申出テタルコトアリ帝國政府ニ於テハ苟モ対等条約ニシテ締結スルコトヲ得ヘケンハ何レノ國トナリトモ之ヲ訂結スルコトヲ好マサルニハ非サレトモ（中略）条約改正問題ニ関シテハ英國政府ハ率先ノ権アリトコトヲ英國政府ノ意旨ナリトテ宣言セラレタルコトモアルニ因テ本大臣ハ葡國ノ請求ヲ容ルルカ為メニ反テ貴國ノ感情ヲ害センコトヲ恐レ氣ノ毒ナカラ葡國使臣ノ請求ヲ容レサリキ斯ノ如ク英國ト条約ヲ改正スルコトニ付テハ帝國政府モ種々考慮ヲ費シ居ルコトナルカ故ニ貴國政府ニ於テモ此際成ルヘク早く会谈ノ手続ニ

運ハレンコトヲ希望ニ堪ヘス」と述べ、日葡問題を引き合いに出しイギリスとの条約改正交渉を早急に進めたいとの希望を示し、イギリス公使もこれに同意している。

以上から本件がイギリスとの条約改正交渉を促す一因になったことは明らかである。これは本件の後、直ぐに陸奥がイギリスとの条約改正交渉に入り、明治二七年七月一六日には日英通商航海条約が調印されたことから明らかである。これを受け明治三〇年一月二六日、日葡通商航海条約が調印され、明治三〇年八月三〇日にはリスボンにて批准書が交換された。これらの新条約は明治三二年七月一七日に実施された。これを以て日葡間の領事裁判権撤廃問題は条文上もその解決をみたのである。

(1) アメリカ・オランダ・ロシア・イギリス・フランスの五カ国と締結された（外務省外交資料館日本外交史辞典編纂委員会編『日本外交史辞典』山川出版社、一九九二年、二九一―三〇頁）。

(2) このとき同時にプロイセンとも同様の不平等条約を締結している。続いて幕府は文久三（一八六三）年にはスイス、慶応二（一八六六）年にはベルギー・イタリア・デンマークと、それぞれ同様の不平等条約を締結している。（前掲、『日本外交史辞典』、八〇〇、八〇八―八一頁）。

(3) 榎本外相就任以前のポルトガル領事館問題については「日葡条約中領事裁判権廃止に関する覚書」（外務省編『日本外交文書第二五巻』日本国際連合協会、一九五二年、一二六―一三五頁）に詳しい記述がある。

(4) 明治二五年の在留ポルトガル人の数は一五七人で、欧米諸国の中で

はイギリスの一七二八人、アメリカの九五八八人、プロイセンの四八〇人、フランスの四〇四人に次いで五番目に多かった(総務庁統計局監修、東洋経済新報社編纂「国勢調査集大成人口統計総覧」東洋経済新報社、一九八五年、五一頁)。

(5) 明治時代前期の外交官。外務小輔、外務大輔、条約改正局長などを歴任(前掲、「日本外交史事典」、七二頁)。

(6) 主に領事に商人を任用するものであり、領事裁判権を執行するに不十分とされていた(「葡国総領事ルーレロ氏ヨリ榎本外務大臣ニ宛テタル私書」前掲、「日本外交文書第二五巻」、八二―八三頁)。

(7) 榎本外相時代の基礎的な研究としては、加茂儀一「榎本武揚」中央公論社、一九六〇年、稲生典太郎「明治二十五年における條約改正案調査委員会について」(稲生典太郎「條約改正論の歴史的展開」小峯書店、一九七六年)などが挙げられる。また陸奥外相時代の基礎的な研究としては、岡崎久彦「陸奥宗光」PHP研究所、一九八六年などが挙げられる。しかし、両時代ともに日葡問題への取り組みに重点を置いていた研究は管見の限りないといえる。

(8) 前掲、「明治二十五年における條約改正案調査委員会について」。この条約改正案調査委員会は、前任外相の青木には「当時の書類を閲するに、甚だ浩瀚にして而かも何たる一事も実際に施設する所なかりき」(青木周蔵著、坂根義久注「青木周蔵自伝」平凡社、一九七〇年、百九〇頁)と、後任外相の陸奥には「僅か一会を開きたるのみにして何等の結果をも見えず殆ど中止の姿となり居たる」(陸奥宗光「蹇蹇錄」岩波文庫、一九二三年、九六頁)と酷評されている。

(9) 通信官僚から枢密顧問官、駐仏公使を歴任。第二次伊藤博文内閣では内相、第二次松方内閣では通相となる。長州閥では山県有朋に次ぐ実力者。子爵(前掲、「国史大事典」。当時、日本は駐仏公使にポルト

ガル公使を兼務させていた。

(10) 明治二年一月八日付「法権ヲ執行スル専任領事ヲ置クコトヲ葡国政府へ勧告方ノ件」(榎本外相ヨリ野村公使宛。電報。前掲、「日本外交文書第二五巻」、八二頁)。

(11) 明治二年一月四日付「我国内ニ専任領事ヲ駐在セシムル様葡国政府へ照会シタル旨上申ノ件」(野村公使ヨリ榎本外相宛。前掲、「日本外交文書第二五巻」、八三―八四頁)。

(12) 明治二年一月二七日付「葡国外務大臣ノ回答電ノ件」(野村公使ヨリ榎本外相宛。電報。前掲、「日本外交文書第二五巻」、八四―八五頁)。

(13) 明治二年二月一日付「葡国政府へ交渉ニ関スル訓令書」(榎本外相ヨリ野村公使宛。前掲、「日本外交文書第二五巻」、八六頁)。領事裁判権の執行に関して、日葡修好通商条約中には領事が専任領事ではなくてはならないとの規定はなく、事実当時日本に駐在する領事の中には商人領事も存在した。しかし、明治二年に締結されたポルトガルと清との間の条約には、領事裁判権の執行は専任領事に限るとの規定があり、これが国際常識となっていた。

(14) 明治二年二月一日付「従来横浜神戸ニ駐在スル葡国商人領事方訴訟事件取扱ニ付通牒ノ件」(栗野政務局長ヨリ野村公使宛。前掲、「日本外交文書第二五巻」、八九頁)。

(15) 明治二年二月六日付「葡国領事ノ件ニ関シ同国外務大臣へ照会ノ次第具申ノ件」(野村公使ヨリ榎本外相宛。前掲、「日本外交文書第二五巻」、八九―九一頁)。

(16) 明治二年二月九日付「葡国政府我国内ニ設置ノ専任領事制ヲ廃止ノ儀ニ関シ葡国公使へ照会ノ件」(榎本外相ヨリ在マカオポルトガル公使宛。前掲、「日本外交文書第二五巻」、九一―九三頁)。

(17) 明治二年三月四日付「我国内ニ専任領事ヲ駐在セシムル様葡国政

府へ照会方ニ付野村公使へ再応訓令ノ件」(榎本外相ヨリ野村公使宛。

前掲、「日本外交文書第二五巻」、九四頁)、明治二年三月五日付「葡国領事ノ件ニ付同国外務大臣へ照会シタル次第具申ノ件」(野村公使ヨリ榎本外相宛。前掲、「日本外交文書第二五巻」、九四―九五頁)。

(18) 明治二年三月二日付「葡国外務大臣来簡」(ポルトガル外相ヨリ野村公使宛。前掲、「日本外交文書第二五巻」、九七頁)。

(19) 明治二年五月一日付「東京葡国総領事ハ二月二日ノ勅令ニヨリ廃止セル次第二関スル件」(ポルトガル総領事ヨリ榎本外相宛。前掲、「日本外交文書第二五巻」、九八―九九頁)。

(20) 明治二年五月二日付「葡国政府専任領事ノ正当任命停止ノ場合ニ関シ訓令ノ件」(榎本外相ヨリ野村公使宛。電報。前掲、「日本外交文書第二五巻」、一〇〇―一〇一頁)。

(21) 明治二年五月二六日付「葡国外務大臣宛野村公使書簡」(前掲、「日本外交文書第二五巻」、一〇〇―一〇一頁)。

(22) 明治二年六月九日付「出発ニ付通知ノ件」(ポルトガル総領事ヨリ榎本外相宛。前掲、「日本外交文書第二五巻」、一〇一―一〇二頁)。

(23) 明治二年六月一日付「在東京葡国総領事ハ廢止ニ関スル勅令ノ結果トシテ帰國ノ旨通知ニ対スル回答ノ件」(榎本外相ヨリポルトガル総領事宛。前掲、「日本外交文書第二五巻」、一〇二―一〇三頁)。

(24) 「榎本外務を訪ふ(社員某)」(「東京日日新聞」明治二年七月二三日)。

(25) 明治二年六月一日付「葡国人ニ対シ裁判権執行ノ期限同国政府へ予告方ノ件」(榎本外相ヨリ野村公使宛。電報。前掲、「日本外交文書第二五巻」、一〇三頁)。

(26) 明治二年六月一日付「葡国総領事引揚ニ付同国臣民ニ対シ執行スヘキ裁判権期限ニ関スル件」(榎本外相ヨリ在マカオポルトガル公使

宛。前掲、「日本外交文書第二五巻」、一〇三―一〇四頁)。

(27) 明治二年六月二日付「七月一日迄ノ予告通知ニ関スル件」(野村公使ヨリ榎本外相宛。前掲、「日本外交文書第二五巻」、一〇五―一〇六頁)。

(28) 明治二年六月二八日付「葡国総領事館廃止ノ件」(野村公使ヨリ榎本外相宛。前掲、「日本外交文書第二五巻」、一〇七頁)。

(29) 明治二年六月六日付「日葡条約中領事裁判権ニ関スル一部廢棄ノ勅令發布ニ付閣議請求ノ件」(榎本外相ヨリ松方首相宛。前掲、「日本外交文書第二五巻」、一〇八―一〇九頁)。

(30) 明治二年七月四日勅令「日葡条約中領事裁判権ニ関スル條款無効ノ件」(前掲、「日本外交文書第二五巻」、一〇九頁)。

(31) 明治二年七月二日付「日葡条約中領事裁判権ニ関スル條款廢止ノ件」(榎本外相ヨリ神奈川・兵庫・長崎各県知事宛。前掲、「日本外交文書第二五巻」、一〇九―一一〇頁)。これを受け第二次伊藤内閣の法相山県有朋は司法関係者に対し、ポルトガル人は従来領事裁判権の下にあり日本の法律規則を熟知しておらず、これに対し国際的に非難を受ける恐れもあることから、ポルトガル人に関する訴訟は「懇切丁寧ヲ旨トシ法律ノ範圍内ニ於テ出来得ヘキ限り寛大ノ取扱ヲ為ス可キ様一層注意ヲス可シ」と訓令している(明治二年八月一七日「司法大臣山県有朋訓示葡萄牙領事裁判権廢止ニ関シ」国立国会図書館憲政資料室所蔵「陸奥宗光関係文書」)。

(32) 明治二年七月三日付「葡国政府へノ宣言」(榎本外相ヨリ野村公使宛。電報。前掲、「日本外交文書第二五巻」、一一〇頁)。

(33) 明治二年七月六日付「帝國政府ハ帝國在留葡萄牙国民ニ対シ裁判権執行ノ旨通知ノ件」(榎本外相ヨリ在マカオポルトガル公使宛。前掲、「日本外交文書第二五巻」、一一〇―一一一頁)。

- (34) 明治二十五年七月二十七日付「葡國総領事館廃止ニ付同國領事裁判権廃棄ノ儀葡國政府へ通知シタル旨申報ノ件」(野村公使より榎本外相宛。前掲、「外交文書第二五卷」、一一一頁)。
- (35) 明治二十五年七月二十七日付「葡國総領事館撤去ノ儀ニ関スル疑義ニ付伺出ノ件」(野村公使より榎本外相宛。前掲、「外交文書第二五卷」、一一二―一一三頁)。
- (36) 明治二十五年七月二十六日付「葡國外務大臣來簡八月二日接電」(ポルトガル外相より野村公使宛。前掲、「外交文書第二五卷」、一一三頁)。
- (37) 前掲、「榎本外務を訪ふ」(社員某)。
- (38) 「葡國の治外法権」(東京日日新聞) 明治二十五年七月九日。
- (39) 前掲、「榎本外務を訪ふ」(社員某)。
- (40) 「治外法権撤去」(東京朝日新聞) 明治二十五年七月一六日。
- (41) 「領事裁判権廃止の新例を開く」(東京日日新聞) 明治二十五年七月一六日。
- (42) 「在留外國公使の心配」(時事新報) 明治二十五年七月二日。
- (43) 「領事裁判権無効の布告に就て」(時事新報) 明治二十五年七月二日。
- (44) 「葡國治外法権撤去の結果」(東京日日新聞) 明治二十五年八月一日。
- (45) 明治二十五年八月一日付「葡國公使館及ヒ領事館ノ処分方仏國代表者ニ依頼シタル旨通知ノ件」(ポルトガル外相より陸奥外相宛。電報。前掲、「外交文書第二五卷」、一一五頁)。
- (46) 明治二十五年八月二日付「仏國代表者ヲ葡國臨時代理公使ニ任シタル旨通知ノ件」(在マカオポルトガル公使より陸奥外相宛。電報。前掲、「外交文書第二五卷」、一一五頁)。
- (47) 明治二十五年八月三日付「葡國外務大臣並ニ同國公使ノ電文内容ニ付キ同政府へ内意探問ノ件」(陸奥外相より野村公使宛。電報。前掲、「外交文書第二五卷」、一一六頁)。
- (48) 明治二十五年八月一六日付「葡國政府ノ事務委託ニ関シ通知ノ件」(フランス代理公使より陸奥外相宛。前掲、「外交文書第二五卷」、一一六頁)。
- (49) 明治二十五年八月一七日付「葡國政府ノ事務委託通知ニ関シ回答ノ件」(陸奥外相よりフランス代理公使宛。前掲、「外交文書第二五卷」、一一六―一一七頁)。
- (50) 明治二十五年八月一九日付「葡國政府ノ内意探問ニ関シ請訓ノ件」(野村公使より陸奥外相宛。電報。前掲、「外交文書第二五卷」、一一七頁)。
- (51) 原告日本人、被告ポルトガル人の初めての民事裁判を指すものと思われる(「葡國人に係る訴訟」)「東京日日新聞」 明治二十五年八月一〇日。
- (52) 明治二十五年八月二〇日「外務大臣と仏國代理公使」(コーランド・プランシー)ト談判筆記(前掲、「外交文書第二五卷」、一一八―一二一頁)。
- (53) 明治二十五年八月二五日付「葡國政府ヨリ再ヒ内訓電報ヲ領取シタル旨仏國臨時代理公使ヨリ通知ノ件」(フランス代理公使より陸奥外相宛。前掲、「外交文書第二五卷」、一二二頁)。
- (54) 明治二十五年八月二五日付「仏國代表者委託ニ関スル件」(在マカオポルトガル公使より陸奥外相宛。電報。前掲、「外交文書第二五卷」、一二二頁)。
- (55) 明治二十五年八月二七日付「葡國政府ヨリ内訓電報ヲ領取シタル旨臨時代理公使へ回答ノ件」(陸奥外相よりフランス代理公使宛。前掲、「外交文書第二五卷」、一二三頁)。
- (56) 「日葡條約中領事裁判権廃止ニ関スル覚書」(前掲、「外交文書第二五卷」、一二六―一二七頁)。
- (57) 明治二十五年六月一〇日付「在東京葡國總領事ハ廢館ニ関スル勅令ノ結果トシテ帰國ノ旨通知ニ関スル回答ノ件」(榎本外相よりポルトガル總領事宛。前掲、「外交文書第二五卷」、一〇二頁)。
- (58) 「明治二十五年六月一〇日外務大臣より「ルレーロ」氏に宛たる書簡中「其間」なる語に関する解説」(前掲、「外交文書第二五卷」、一三三―一三六頁)。
- (59) 明治二十五年八月二九日付「日葡條約ノ一部廢棄ニ関シ訓示ノ件」(陸奥外相より野村公使宛。前掲、「外交文書第二五卷」、一二三―一二六頁)。
- (60) 外務省雇外國人として青木・榎本・陸奥の歴代外相の下、条約改正事業に尽力した(前掲、「日本外交史辭典」、六一―六七頁)。
- (61) 「條約一部廢棄ニ関スル「デニン」氏ノ意見」(前掲、「外交文書第二五卷」、一三六頁)。
- (62) 明治二十五年一〇月三日付「日葡條約中領事裁判権廢棄ノ宣言ニ対シ葡國政府ヨリ意義通知ノ件」(フランス代理公使より陸奥外相宛。前掲、「外交文書第二五卷」、一三七―一四〇頁)。
- (63) 「一〇月四日外務大臣ト葡國代理公使「コーランド・プランシー」ト談判筆記概略」(前掲、「外交文書第二五卷」、一四〇―一四三頁)。
- (64) 明治二十五年一〇月二日付「日葡條約中領事裁判権廢棄ノ宣言ニ対スル葡國政府ノ意義承認難致旨在京葡國代理公使へ回答ノ件」(陸奥外相よりフランス代理公使宛。前掲、「外交文書第二五卷」、一五〇―一五二頁)。
- (65) 明治二十六年一月二七日付「在広東葡國領事東京駐在領事ニ転任通知ノ件」(フランス代理公使より陸奥外相宛。外務省編「外交文書第二六卷」)「日本國際連合協會、一九五二年、一三三―一三四頁)。
- (66) 明治二十六年二月六日付「葡國領事館再設ニ付勅令第六四号停止云々ノ件」(フランス代理公使より陸奥外相宛。前掲、「外交文書第二六卷」、一三四頁)。
- (67) 明治二十六年二月八日付「勅令停止云々ノ書簡ニ対スル回答ノ件」(陸奥外相よりフランス代理公使宛。前掲、「外交文書第二六卷」、一三三―一三五頁)。
- (68) 「仏國駐劄特命全權公使」(「東京日日新聞」 明治二十六年五月一九日)會欄は明治時代の官僚・政治家。駐仏特命全權公使として条約改正に努力。第三次伊藤内閣の法相、第二次山県内閣の農商務相、第一次桂太郎内閣の蔵相、韓国副統監などを歴任。子爵(前掲、「日本外交史辭典」、四七三頁)。
- (69) 明治二十六年一月二六日付(野村公使より伊藤首相宛。伊藤博文關係文書研究会編「伊藤博文關係文書」六、塙書房、一九七三年、三五七―三五八頁)。
- (70) 「明治二十六年六月二〇日葡國公使ト・ボルジャヤ氏ヨリ提出シタル書」(訳文)(前掲、「外交文書第二六卷」、一三五―一四一頁)。
- (71) 明治二十六年七月一八日付「葡國領事裁判権復活要求ニ対スル答弁覚書」(陸奥外相より在マカオポルトガル公使宛。前掲、「外交文書第二六卷」、一四一―一四七頁)。
- (72) 明治二十六年九月八日付「日本政府覚書ニ対スル口上書提出ノ件」(在マカオポルトガル公使より陸奥外相宛。前掲、「外交文書第二六卷」、一四八―一四九頁)。
- (73) 明治二十六年九月二日付「葡國公使來省問答ノ類末通知ノ件」(陸奥外相より會欄公使宛。前掲、「外交文書第二六卷」、一四九―一五二頁)。
- (74) 明治二十六年一〇月一四日付「葡國公使口上書ニ対スル答覆口上書」

- (陸奥外相より在マカオポルトガル公使宛。前掲、「外交文書第二六卷」一五二―一五三頁)。
- (75) 明治二十六年一月三日付「新条約締結委任行使ニ関スル件」(在マカオポルトガル公使より陸奥外相宛。前掲、「外交文書第二六卷」一五三頁)。
- (76) 明治二十六年一月三日付「新条約締結委任行使ニ関スル通知ニ対シ回答ノ件」(陸奥外相より在マカオポルトガル公使宛。前掲、「外交文書第二六卷」一五四頁)。
- (77) 明治二十六年一月四日付「日葡事件処理始末ノ件」(陸奥外相より伊藤首相宛。前掲、「外交文書第二六卷」一五四―一五八頁)。
- (78) 明治二十六年一月八日付「日葡問題一段落ニ関シ通知ノ件」(陸奥外相より會瀬公使宛。前掲、「外交文書第二六卷」一五八―一六〇頁)。
- (79) 明治二十六年一月三日付「葡国事件ノ一段落ニ関シ通知ノ件」(陸奥外相より在在外各公使宛。前掲、「外交文書第二六卷」一六一頁)。
- (80) 明治二十六年一月七日付「千八百六十年ノ日葡条約ニ許与セラレタル權利ヲ妨害スベキ一切ノ行為ハ無効タルベキ旨宣言ノ件」(在マカオポルトガル公使より陸奥外相宛。前掲、「外交文書第二六卷」一六一頁)。
- (81) 明治二十六年一月八日付「葡国政府宣言に對シ回答ノ件」(陸奥外相より在マカオポルトガル公使宛。前掲、「外交文書第二六卷」一六二頁)。
- (82) 「葡国人に係る公判」(「東京朝日新聞」明治二十五年七月三日)。
- (83) 「葡国人の公判に関する一疑問」(「東京朝日新聞」明治二十五年八月六日)。
- (84) 「葡国人の欠席裁判」(「東京朝日新聞」明治二十五年八月六日)。
- (85) 「葡国人に係る訴訟」(「東京朝日新聞」明治二十五年八月二〇日)。
- 原告は日本人、被告はポルトガル人の民事訴訟で、神戸区地方裁判所が判決を下した。
- (86) 「葡人葡人を我法衙に訴ふ」(「東京朝日新聞」明治二十五年九月二〇日)。
- (87) 「日葡交渉事件に就て」(「東京朝日新聞」明治二十五年九月一日)。
- (88) 「葡国の領事裁判権撤去事件」(「時事新報」明治二十五年八月三〇日)。
- (89) 「葡国領事裁判権撤去の因」(「東京朝日新聞」明治二十五年九月四日)。
- しかしこの記事は翌日「葡国領事裁判権撤去に就て」という記事で事実相違につき抹殺され、翌々日の「葡国領事裁判権撤去の事」という記事でポルトガル領事裁判権撤去に際し、英独伊等の公使が助言勸告したとの風聞があるが「外国の公使何の故ありてか我独立帝国の政務に容喙すべき又吾何の故ありてか彼の助言勸告を待つべき是全く無根の風説なりといへり」として「昨日の記事を完全に否定している」。
- (90) 「葡国問題」(「東京朝日新聞」明治二十五年九月二日)。
- (91) 「鎖国的妄念」(「東京朝日新聞」明治二十五年九月六日)。
- (92) 日本最初の対等条約であり、明治二十一年一月三〇日に締結された。在日メキシコ人が日本の法権に服する条件で居住商業のための日本内地の開放も定められていた。また相互に領事裁判権は不承認とされていた(前掲、「日本外交史辞典」八一―八二頁)。
- (93) 「AN INCIDENT OF EXTRA-TERRITORIALITY IN JAPAN」(TIMES) 明治二十五年八月二六日。この記事は、樋口次郎大山瑞代編著「条約改正と英國人ジャーナリスト」、思文閣出版、一九八七年、二二五―二二九頁にて取り上げられている。同じような記述はこの時期の新聞に外国新聞・雑誌の転載という形で幾つか見られた(例えば「葡国に對する領事裁判権廢止事件」(「時事新報」明治二十五年九月一日)。またこの時期にはいわゆる内地雜居について、国内の新聞でも何度も取り上げられている(例えば「内地雜居と府下各新聞」

- 「東京朝日新聞」明治二十六年一月七日)。
- (94) 「野村公使帰朝の事情」(「東京朝日新聞」明治二十六年五月二日)。
- (95) 「外務大臣と野村公使」(「時事新報」明治二十六年五月一日)。
- (96) 「葡国公使渡來の説」(「東京朝日新聞」明治二十六年五月三日)。
- (97) 「日葡問題裁判権」(「東京朝日新聞」明治二十六年五月四日)。
- (98) 「陸奥外務と葡公使」(「東京朝日新聞」明治二十六年八月二四日)。
- (99) 「葡国公使、外相を訪ふ」(「東京朝日新聞」明治二十六年八月二五日)。
- (100) 明治二十七年二月二七日「条約改正ニ関スル件」(陸奥外相イギリス公使対談。外務省編「日本外交文書第二七卷第一冊」日本國際連合協會、一九五三年、三一―三四頁)。